

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名 長寿苑指定訪問介護事業所
サービスの種類 訪問介護
第一号訪問事業（訪問介護）
所在地 広島県東広島市西条町馬木 1660 番地・2
連絡先 (082) 425-2000 (代表)
介護保険事業者番号
広島県知事指定（東広島市独自指定）3472500325

2. 事業の目的

社会福祉法人しらゆり会が開設する長寿苑指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問介護及び第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

3. 訪問介護の運営方針

- ①事業所の訪問介護員等などは、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴・排泄・食事の介護の外、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- ②事業の実施に当たっては、介護保険法及び関係する省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとし、居宅介護支援事業者、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 第1号訪問事業の運営方針

- ①事業所の訪問介護員等は、要支援状態等の心身の特性を踏まえて、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲が高まるよう適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。
- ②サービスの提供に当たっては、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別サービス計画を作成するとともに、個別サービス計画の作成後、個別サービス計画の実施状況の把握をし、その結果を介護予防支援事業者へ報告するものとする。
- ③事業の実施に当たっては、介護保険法及び関係する省令、告示又は東広島市が制定する条例の趣旨及び内容に沿ったものとし、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

5. 事業所の職員体制

職種	人員	摘要
管理者	1名	常勤・兼務
サービス提供責任者	1名	常勤・訪問介護員兼務1名
訪問介護員	4名	常勤・兼務1名 非常勤・専任3名

6. 営業日及び営業時間

- ①営業日 月曜日から日曜日までとする。（但し、12月30日から1月3日までを除く）
- ②営業時間 午前8時から午後7時までとする。（但し、場合によってはこの限りではない。）

7. 通常の事業の実施地域について

通常の事業の実施地域は、東広島市内とする。

8. 事業の内容及び利用料等について

- ① 訪問介護のサービス提供は次のとおりとし、訪問介護を利用した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、その訪問介護が法定代理受領サービスである場合は、介護保険負担割合証に応じた額とする。
 - (1) 身体介護に関する内容
 1. 排泄・食事介助 2. 清拭・入浴・身体整容 3. 体位変換
 4. 移動・移乗介助・外出介助 5. その他の必要な身体の介助
 - (2) 生活援助に関する内容
 1. 調理 2. 衣類の洗濯・補修 3. 居室の掃除・整理整頓
 4. 生活必需品の買い物代行 5. その他の必要な家事
- ② 第1号訪問事業のサービスの内容については前項と同様とし、サービスの提供は次のとおりとする。その事業を提供した場合の利用料の額は、東広島市が定める額（月単位）とし、その提供したサービスが法定代理受領サービスである場合は、介護保険負担割合証に応じた額とする。
 - (1) 訪問型サービス
 - 1 訪問型サービス11（週に1回程度の訪問）
 - 2 訪問型サービス12（週に2回程度の訪問）
 - 3 訪問型サービス13（週に2回以上の訪問）
- ③ ①及び②における法定代理受領サービスに該当しない場合には、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額、又は東広島市が条例等で定める額を利用料として受け取るものとする。
- ④ 前項による利用料の支払いを受けた場合には、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を、利用者に対して交付するものとする
※利用料の詳細は料金表参照

9. 緊急時等における対応方法

訪問介護員等は、事業の提供を行っている際に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

10. 事故発生時の対応

事業所は利用者に対して提供するサービスにより事故が発生した場合には、市町村・当該利用者の家族・主治医等に連絡すると共に、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うなど必要な措置を行うものとします。又事故の状況や事故に際しての対応等を記録した上で、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐ対策を講ずるものとします。

11. 事業所からの契約解除について

契約書に記載している事項に該当する場合には、当事業所から契約を解除させていただきますが、利用者又は家族等の言動が、正当な理由もなく職員等へ危害を及ぼす恐れや、サービスの提供に著しく悪影響を及ぼす場合にも該当します。

12. 秘密保持の厳守

従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。又事業所は、従業者であった者についても業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないように、必要な措置を講じなければならない。

13. 苦情申し立ての方法

①苦情解決に関する処理要綱に則り利用者及びその家族・第三者からの苦情を受け付けるものとする。ただし、事業所として申立人からの苦情等の内容によっては、社会通念上において考えられる以上の内容を求められる場合には、対応可能な事業所に変更させて頂く場合もあります。

1.当事業所における苦情やご相談は以下の相談窓口で受付いたします。

なお、苦情処理の体制及び手順については苦情処理組織表を参照

※苦情受付窓口 管理者 梶原賢典 TEL(082)425-2000

サービス提供責任者 垣井美衣 FAX(082)425-2001

※受付時間 毎週月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分

上記以外でも24時間連絡が取れる体制です。

2.行政機関その他苦情の受付機関

※東広島市役所 介護保険課 TEL(082)420-0937

地域包括推進課 TEL(082)420-0984

所在地 広島県東広島市西条栄町8番29号

※

国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL(082)554-0782

所在地 広島県広島市中区東白島町19番49号

※受付時間 土曜・日曜・祝日を除く(午前8時30分から午後5時15分まで)

② 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

③ 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

14. 高齢者虐待防止について

①事業所においては、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施

(3) 上記の措置を適切に行うための担当者の設置。

(4) その他虐待防止のために必要な措置

②事業所においては、事業を提供するに当たり、当該職員又は養護者(利用者の家族等の現に高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15. 業務継続計画の策定について

①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

②事業所は、職員に対し業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練等を定期的実施するものとする。

③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16. 感染症対策について

事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね6か月に1回以上開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所においては、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための、研修及び訓練等を定期的実施する。

17. ハラスメント等の防止について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的関係を背景とした言動により、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等への必要な措置を講じるものとします。

18. 身体拘束廃止への取組み内容について

- ① サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- ② 事業所は、身体拘束廃止への取組みとして次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置するとともに、3月に1回以上開催することにより、身体拘束廃止への取組みについて検討、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) やむを得ず身体拘束を行う場合には、家族への説明を行い「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる利用者の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 職員に身体拘束廃止への取組みの為の定期的な研修の実施。
 - (4) 上記の措置を適切に行うための担当者の設置。

19. 重要事項の掲示

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する、重要事項を書面掲示に加え、法人のホームページ等又は、情報公表システムに掲載・公表するものとする。

年 月 日

20. 利用者

私は上記の内容の説明を受けました。

住 所

氏 名 印

代理人（代理人を選任した場合）

住 所

氏 名 印 （続柄： ）

21. 説明者

私は上記の内容について説明をいたしました。

所在地 東広島市西条町馬木 1660 番地-2

事業者名 長寿苑指定訪問介護事業所

説明者氏名 印